百三十三　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十四　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十五　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十六　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十七　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十八　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十九　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百四十　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百四十一　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円
百四十二　保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十四　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六　保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七　保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十八　保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百五十一　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十二　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十三　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十四　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十五　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十六　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円

百五十七　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十八　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十九　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百六十　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十一　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十二　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百六十三　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十四　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十五　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十六　保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
百六十七　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十八万千円
百六十八　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスタに係る試験	六十万九千円
百六十九　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七十　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円
百七十一　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
百七十二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円
百七十三　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百七十四　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円